

## 4：横浜市税制調査会からの答申について

横浜みどり税の取扱いについて、横浜市税制調査会に税財政の専門的見地から検討をしていただき、2023(令和5)年10月に答申「令和5年度横浜市税制調査会答申-令和6年度以降の横浜みどり税の取扱いについて-」をいただきました。

### (1) 答申の概要

次頁参照

### (2) 検討の経過

日程	主な議題等
令和4年11月21日	「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」の現状等について
令和5年3月29日	「これからの緑の取組[2024-2028](素案)」等について
令和5年8月18日	1. 横浜市のこれまでのみどりの取組及び現行の横浜みどりアップ計画の振り返りについて 2. 横浜市の財政状況及び行政改革の取組状況について
令和5年9月20日	「これからの緑の取組[2024-2028](原案)」について(みどり税充当事業全般)
令和5年10月2日	「これからの緑の取組[2024-2028](原案)」について(樹林地保全の状況等及び次期税制案)
令和5年10月23日	「これからの緑の取組[2024-2028](原案)」について(樹林地の指定・買取りの財源構成等)
令和5年10月31日	【答申】令和5年度横浜市税制調査会答申

### (3) 横浜市税制調査会 委員(敬称略)

	氏名	所属等
座長	青木 宗明	神奈川大学 経営学部教授
	上村 雄彦	横浜市立大学 国際教養学部教授
	柏木 恵	キャノングローバル戦略研究所 研究主幹
	川端 康之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授
	柴 由花	椋山女学園大学 現代マネジメント学部教授
	望月 正光	関東学院常務理事、関東学院大学名誉教授

2023年10月現在

# 「令和5年度横浜市税制調査会答申 -令和6年度以降の横浜みどり税の取扱いについて-」(概要)

## 第1章 横浜みどりアップ計画における横浜みどり税の位置付け

横浜みどりアップ計画と横浜みどり税の関係、  
財源構成及び横浜みどり税の評価・検証の枠組み等について確認を行った。

### (1) 横浜みどりアップ計画と横浜みどり税の関係

- ・都市化が進む横浜市で市内の緑を守るためには、法定税の標準税率による税収ではまかなえない規模の事業を実施する必要があるため、その財源として導入されたのが横浜みどり税である。
- ・横浜みどり税の用途の検討にあたっては、市民に広く追加的な負担を求める以上、最終的に市民の共有財産になるものに使われることが相応しい。
- ・横浜みどり税については、横浜市みどり基金を設置し、計画外の事業に流用されないよう、完全に区分経理される仕組みになっている。

### (2) 横浜みどりアップ計画の全体像と財源構成

- ・緑地保全制度による指定・市による買取りが横浜みどりアップ計画の根幹であり、横浜みどり税にとっても根幹となる用途である。
- ・横浜市みどり基金は、機動的な買取り対応のための一定程度の残高を保有すべき。
- ・樹林地買取りは将来世代に受益が及ぶため、市債活用による世代間の負担の平準化を図ることは理解できるが、将来的には樹林地買取りに伴う公債費の取扱いについても、検討する必要がある。

### (3) 横浜みどりアップ計画と横浜みどり税の評価・検証の枠組み

- ・横浜みどりアップ計画市民推進会議は、横浜みどり税の用途や充当事業の効果等について、市民が意見を述べられる機会が必要との考えの下で設置されたもの。
- ・税制調査会は税財政の見地から、市民推進会議は市民の立場からチェックを行っている。

## 第2章 「みどりの取組」の実績と次期計画原案のチェック

次期計画原案について、みどり税充当事業を中心に検証を行った。

特に、根幹事業である緑地保全制度による指定拡大及び市による樹林地の買取りについて注意深く審議し、それらの内容について概ね妥当であることを確認した。

### (1) 緑地保全制度による指定の拡大及び樹林地の買取り

- ・ 緑地保全制度による新規指定等の面積は、直近4か年で144.8haであり、確実に指定面積が増加している。
- ・ 緑地保全制度に基づく買入れ申し出に対しては、原則全て買取りに対応。横浜みどり税という安定的な財源により買入れ申し出に着実に対応できている。
- ・ 宅地開発による市内の緑の減少が続いており、緑地保全制度による指定が一定程度進捗している現在にあっても、取組の継続が求められる。
- ・ 今後も樹林地買取りに対応するための安定的な財源が必要である。

### 第3章 横浜みどり税を継続(第4期)することの是非(令和6年度～)

税制度については、課税手法・課税期間等について、現行の形を継続するのが妥当と判断した。  
 横浜みどり税と、森林環境税及び水源環境保全税は、  
 課税の趣旨・目的及び使途がまったく異なり、二重課税には当たらない。

#### 第4期の横浜みどり税に向けた課税制度の確認

課税手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市が必要とするみどりの維持・保全の必要水準は、一般財源でまかなうべき全国標準の行政水準を大きく超えていることから、引き続き市民税(個人・法人)均等割への超過課税とすることは妥当である。</li> </ul>
課税期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に課税制度や政策効果の検証が必要であり、時限制度として、課税期間は5年間とすべき。</li> </ul>
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期横浜みどりアップ計画における横浜みどり税の必要財源額は、5年間で約142億円と確認した。</li> <li>全てを市民税(個人・法人)均等割超過課税によってまかなうこととした場合、個人の税率は900円、法人は規模等に応じた均等割額の9%相当額になる。</li> </ul>

・固定資産税等の軽減措置については、制度の継続を全否定するものではないが、定期的な検証の目が向けられるべきである。